

令和8年度千葉県市町村総合事務組合一般会計予算

令和8年度千葉県市町村総合事務組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,695,831 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		18,576,160
	1 負担金	18,576,160
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		571,144
	1 県補助金	571,144
4 消防基金支出金		492,495
	1 消防基金支出金	492,495
5 財産収入		90,237
	1 財産運用収入	90,237
6 繰入金		4,493,118
	1 基金繰入金	4,384,272
	2 特別会計繰入金	108,846
7 繰越金		1,216,158
	1 繰越金	1,216,158
8 諸収入		224,709
	1 預金利子	46,322
	2 貸付金元利収入	110,498
	3 団体納付金	57,806
	4 県振興協会助成金	10,000
	5 雜入	83
9 組合債		31,800
	1 組合債	31,800
歳 入	合 計	25,695,831

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,443
	1 議会費	1,443
2 総務費		307,077
	1 総務管理費	302,354
	2 公公平委員会費	4,195
	3 監査委員費	528
3 事業費		24,115,436
	1 退職手当給付費	21,279,924
	2 消防公務災害補償費	36,650
	3 消防賞じゅつ金・見舞金給付費	3,443
	4 消防団員退職報償金給付費	456,999
	5 非常勤職員公務災害等補償費	30,784
	6 予防接種事故補償等給付費	604,939
	7 自然災害救助費	72,740
	8 消防救急無線設備整備管理費	1,608,213
	9 軽自動車税申告書受付事務費	21,744
4 消防基金掛金		508,405
	1 消防基金掛金	508,405
5 公債費		140,913
	1 公債費	140,913
6 諸支出金		108,640
	1 諸支出金	108,640
7 予備費		513,917
	1 予備費	513,917
歳 出 合 計		25,695,831

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 31,800	証書借入れ	無利子	(東日本大震災関連) 14年償還
				(東日本大震災関連以外) 11年償還

令和8年度千葉県市町村交通災害共済特別会計予算

令和8年度千葉県市町村交通災害共済特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,120 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 共済会費		55,037
	1 共済会費	55,037
2 財産収入		1,911
	1 財産運用収入	1,911
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		30,066
	1 繰越金	30,066
5 諸収入		105
	1 諸収入	105
歳 入	合 計	87,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		32,772
	1 総務管理費	32,772
2 共済事業費		50,616
	1 共済事業費	50,616
3 諸支出金		1,989
	1 諸支出金	1,989
4 予備費		1,743
	1 予備費	1,743
歳 出 合 計		87,120

令和8年度千葉県自治会館管理運営特別会計予算

令和8年度千葉県自治会館管理運営特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 219,954 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		55,839
	1 負担金	55,839
2 使用料及び手数料		96,475
	1 使用料	96,475
3 財産収入		4,130
	1 財産運用収入	4,130
4 繰入金		1
	1 繰入金	1
5 繰越金		23,771
	1 繰越金	23,771
6 諸収入		39,738
	1 諸収入	39,738
歳 入 合 計		219,954

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		142,489
	1 総務管理費	142,489
2 諸支出金		73,065
	1 諸支出金	73,065
3 予備費		4,400
	1 予備費	4,400
歳出合計		219,954

令和8年度千葉県自治研修センター特別会計予算

令和8年度千葉県自治研修センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 5, 2 5 2 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		12,019
	1 負担金	12,019
2 財産収入		209
	1 財産運用収入	209
3 繰入金		6,139
	1 繰入金	6,139
4 繰越金		4,668
	1 繰越金	4,668
5 諸収入		72,217
	1 県振興協会基金助成金	70,800
	2 納付金	1,335
	3 雑入	82
歳 入 合 計		95,252

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 自治研修センター事業費		93,134
	1 管理費	71,758
	2 研修事業費	21,376
2 諸支出金		213
	1 諸支出金	213
3 予備費		1,905
	1 予備費	1,905
歳 出 合 計		95,252